

## 事業所得の必要経費の取り扱い

①一般所得		②農業所得		③不動産所得	
科 目		科 目		科 目	
売上原価	○	雇人費	○	給与賃金	○
給料賃金	○	地代賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	○	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	△	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	税理士報酬	×
水道光熱費	△	飼料費	○	雑費	×
旅費交通費	×	農具費	○		
通信費	△	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	○		
接待交際費	×	修繕費	○		
損害保険料	×	動力光熱費	○		
修繕費	△	作業用衣料費	×		
消耗品費	△	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃	×		
リース料	×	土地改良費	○		
研修費	×	車両費	×		
税理士報酬	×	各種負担金	×		
雑費	×	リース料	×		
		研修費	×		
		税理士報酬	×		
		雑費	×		

※○印は必要経費として認められるもの。

×印は必要経費として認められないもの。

△印は必要経費として認められるが、事務所が自宅兼用の場合は1/3を経費として認める。(1/3に不服がある場合は、按分のできる書類を提出してください)

※所得税法上の必要経費とは異なります。

※事業運営に必要不可欠な場合に限り、経費の取扱い有無を個別に判定します。

※この一覧表に記載されていない科目の経費がある場合は個別に判定します。